

社会生活

1 身体障がい者用自動車改造費の補助

以下の条件を満たす方に、自動車の改造に要する経費の補助があります。

対象者

- ・ 自らが所有し、運転する自動車の手動装置等(ハンドル、アクセル等免許証に条件記載のある改造に限る)の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者(上肢、下肢又は体幹機能障がい者)
- ・ 本人の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障がい者手当の所得制限限度額を越えない者
- ・ 過去5年間に補助を受けていない者(障がい変更や、買換えなどによる車両変更の場合は5年以内の場合でも補助対象)

助成額

本人が運転する自動車の改造に直接要した費用の2分の1とする。限度額は、**100,000円**

申請に必要なもの(※改造前の事前申請です)

- ・ 身体障がい者自動車改造費(変更)申請書(窓口にあります)
- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 業者による見積書(改造箇所及び経費を明らかにしたもの)
- ・ 運転免許証の写し(条件が記載してあるもの)
- ・ 同意書(窓口にあります)



岡崎市役所障がい福祉課障がい1係 (TEL 23-6113 ・ FAX 25-7650)

2 手話通訳者及び要約筆記者等の派遣

聴覚障がい者等を対象として次のような場面に手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーションを支援します。

○ 派遣できるもの

- ・健康 : 医療機関、保健所等における受診や相談、交通事故・災害・救急等の相談
- ・公的機関での相談 : 公的機関への相談や申請手続、金融機関への相談手続
- ・教育 : 学校行事への参加、障がい者スポーツ振興の目的のための講習会・研修会
- ・就労 : 職業安定所での求職等、就職面接等

- ・住宅 : 入居等の手続に関する話し合い等、土地・家屋の購入・修理等
 - ・地域生活 : 自治会等公的な会合への参加、葬祭
 - ・団体活動 : 市及び市内福祉関係団体の主催する大会、行事及び会議
 - ・その他、市長等が必要と認めるとき
- 派遣できないもの
- ・宗教活動、政治活動、営業活動・営利目的、その他（個人の資格取得に関する講習会・研修会、私的事項に関すること、飲酒を伴う集まり）
- その他
- ・提出時期 原則、派遣を受けようとする日の7日前までに申請。
（急病等はこの限りではありません。）
 - ・派遣費用 無料。

申請は以下までTEL・FAX・Eメール・来庁でお願いします。



〒444-0802 岡崎市美合町字五本松68番地12
 （岡崎市社会福祉センター 3階）
 岡崎市社会福祉協議会 生活支援課
 （TEL47-8750 FAX 47-8753（24時間受信可））
 （E-mail: oka_sha_seikatsu@mics.ne.jp）

3 盲導犬の貸与及び飼料費の助成

障がいの程度が1級または、2級である視覚障がいのある方で、財団法人中部盲導犬協会の実施する共同訓練を受け、盲導犬を飼育できる方に、無償で盲導犬を貸与しています。また、貸与を受けた方に飼料費を助成します。

※飼料費の助成には所得制限があります。

対象者 視覚障がい者の一部（1級～2級）



中部盲導犬協会
 TEL 052-661-3111

4 字幕入りビデオカセットライブラリー(貸出)

字幕を挿入したビデオカセットテープや DVD 等を貸し出します。

対象者 聴覚障がい者



あいち聴覚障害者センター
一般社団法人 愛知県聴覚障害者協会
(FAX 052-221-8663 TEL 052-228-6660)
(aichi.deaf.center@flute.ocn.ne.jp)

5 点字広報・声の広報の発行

視覚に障がいのある方、活字が困難な方を対象に、音声・点字による広報を提供しています。主な広報として、市政だよりおかざき(毎月)、おかざき市議会だより(年間5回)、おかざきの社協(年間2回)は定期的に提供しています。

上記以外についても、広報あいち(偶数月年間6回)、選挙公報(選挙が行われる年)を提供しています。

利用料については無料です。ご希望のかたは、社会福祉協議会にお問合わせください。

対象者 視覚障がい者



岡崎市社会福祉協議会(障がい者基幹相談支援センター内)
(TEL 64-9004 ・ FAX 64-9005)

6 日中一時支援事業

日常的に介護をしている家族等の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者(原則、小学生以上の障がい児)の日中における活動の場を確保します。

利用者負担は所得に応じた負担割合で計算されます。



岡崎市役所障がい福祉課審査給付係 (TEL 23-6853 ・ FAX 25-7650)

7 移動支援事業

外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会生活を促します。

対象者は視覚障がいのある方、身体障がい者手帳(体幹1・2級、上肢1級、下肢1級、脳性麻痺による移動機能障がい1級に限る。)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、障害者総合支援法の規定による難病にかかっている方のいずれかであって、屋外における移動が困難な方(小学生以上)です。利用者負担は所得に応じた負担割合で計算されます。(移動にかかる交通費等は実費負担になります。)



岡崎市役所障がい福祉課審査給付係 (TEL 23-6853 ・ FAX 25-7650)

8 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により地域生活を援助します。

利用者負担は各センターへお問合せください。



〒444-0011 岡崎市欠町字清水田6番地3

岡崎市友愛の家 (TEL 21-8077 ・ FAX 64-7999)

〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4番地1

生活支援センター山中 (TEL 48-1955 ・ FAX 48-2023)

9 スポーツ活動

愛知県障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会、岡崎市障がい者スポーツ大会が毎年開催されています。市内在住の障がい児・者の方が対象です。参加については、お問合せください。



岡崎市役所障がい福祉課施策係 (TEL 23-6155 ・ FAX 25-7650)

10 保育料の減免

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいるご世帯は、条件により保育料や副食費が減免となる場合があります。詳しくは、保育園入園のご案内をご覧ください。お問合せください。



岡崎市役所保育課管理2係 (TEL 23-6144 ・ FAX 23-6540)